

暴力団の排除に関する誓約書の提出について

宝塚市では「暴力団の排除の推進に関する条例」を平成24年（2012年）7月1日より施行しています。

この条例に基づき、すべての契約において暴力団排除のため、暴力団を利することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係者（以下、暴力団等という。）を契約の相手方としません。

契約の相手方が、もし、暴力団等と判明した際には、当該契約の解除を行うと共に、指名停止を行います。また、契約決定後、受託者には自らだけでなく全ての下請負人及び原材料の仕入先（以下、下請負人等という。）について自己が暴力団でない旨の誓約書の提出を求めます。

もし、下請負人等が暴力団等と判明したにもかかわらず、当該下請負人等を使用しないように改めない場合においても、契約解除をおこなう場合があります。

入札（見積）に際しては、上記の事項について、あらかじめご了解をお願いします。